

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和6年2月6日

会議の名称	庁議
開催日時	令和6年2月6日（火）9時～10時10分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 細田雄二 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 総務部長 豊島俊二 2～9 福祉部長 中村修 10～13 子ども・健康部長 近藤政雄 14 都市整備部長 細田雄二 【報告】 1、2 市長公室長 松永仁 3、4 総合行政部長 村山修 5、6 総務部長 豊島俊二 7 福祉部長 中村修 8 子ども・健康部長 近藤政雄 9 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 10、11 上下水道部長 山崎仁

議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について 2 第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画 ・第3期志木市障がい児福祉計画の策定について 3 志木市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について 4 志木市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例について 5 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について 6 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 7 志木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 8 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 9 志木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 10 第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期志木市特定健康診査等実施計画の策定について 11 いろは健康21プラン(第5期)/志木市食育推進計画(第3期)/志木市歯と口腔の健康プラン(第3期)の策定について 12 市民のこころと命を守るほっとプラン(第2期)～志木市自殺対策計画～の策定について 13 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 14 「志木市マンション管理適正化推進計画(素案)」に係る意見公募手続きの実施について
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度施政方針について 2 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）実行計画（令和6年度～令和8年度）について 3 令和6年志木市議会3月定例会提出議案等について 4 「志木市人事評価制度実施マニュアル」の改正について 5 令和5年度志木市一般会計補正予算について 6 令和6年度志木市一般会計、特別会計及び企業会計当初予算について 7 志木市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案に対する意見公募手続きの結果について 8 第8回ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会開催における職員応援について 9 志木市議会議員一般選挙における職員の応援について 10 令和6年度志木市水道事業会計予算について 11 令和6年度志木市下水道事業会計予算について
結 果	<p>【付議】</p> <p>1～14 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1～11 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
<p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【付議】</p> <p>1 令和5年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）</p> <p>○概要説明：総務部長</p> <p>既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたため次の補正予算を調製するもの。</p>	

- ・令和5年度一般会計補正予算（第10号）
※繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正含む
- ・令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ・令和5年度志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- ・令和5年度介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【補正予算の内容】

				(単位：千円)
会計区分	補正前予算額	補正額		補正後予算額
一般会計（第10号）	30,159,847	△399,336	→	29,760,511
国保特別会計（第3号）	7,051,987	59,844	→	7,111,831
駐車場特別会計（第2号）	56,160	9	→	56,169
介護特別会計（第3号）	5,702,846	1,409	→	5,704,255
後期特別会計（第2号）	1,213,813	△8,517	→	1,205,296

2 第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画の策定について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

障害者基本法第11条第3項に基づく市の基本的な障がい者施策と、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する事項及び必要な見込量を定めるため、第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画を策定するものである。

【計画期間】

第5期志木市障がい者計画

（令和6年度から令和11年度までの6年間）

第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画

（令和6年度から令和8年度までの3年間）

【計画の目的】

市の障がい者施策の基本的事項を定めるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する事項及び必要なサービスの見込み量を定めるものである。

3 志木市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

老人福祉法及び介護保険法に基づき、志木市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）を策定するもの。

【計画期間の期間】

令和6年度から令和8年度まで

【計画の目的】

今後3年間の高齢者福祉施策や施策ごとの事業、介護サービス見込量及びそれに伴う介護保険料を体系的に示した計画

【市民意見公募の結果】

提出意見件数7件（個人1人、団体1件）

【介護保険料】

（基準額（月額））

第8期4,967円（現在）

第9期5,690円（723円14.6%増）

（所得区分の多段階化）

現在の13段階から17段階へ多段階化し、増加した原資を非課税世帯の保険料抑制分に充てる。

4 志木市要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

在宅で要介護4以上、かつ非課税の者に支給している要介護高齢者手当の支給金額について、障がい者向けの類似事業である重度心身障害者手当及び近隣の類似事業との均衡を図るために改正を行うもの。

【改正内容】

①支給額の見直し

月額8,000円から5,000円とする。

②実際に自宅で介護を受けている日が月間16日以上ある場合に限り、その月の分の支給を行う。（短期入所の利用などにより、1か月のうち16日以上自宅にいないと認められる場合には、その月の分の手当は支給しない。

【施行日】

令和6年4月1日（令和6年4月以後の月の分から適用し、令和6年3月

以前の分は従前の例による。)

5 志木市介護保険条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画を踏まえ、介護保険料の見直し等を行うもの。

【改正内容】

- ①介護保険料の基準額を、月額4,967円から5,690円に改定し、同時に保険料段階を現行の13段階から17段階へ多段階化する。
- ②移送サービスについて、利用形態の多様化を受け、回の定義を「片道」と明確化し、年間の利用回数上限を48回とする。
- ③市町村特別給付として、「介護用品の支給」を位置づける。

※これまでは地域支援事業として実施。

【施行日】

令和6年4月1日（①については、令和6年度分以降の介護保険料について適用し、令和5年度分以前についてはなお従前の例による。）

6 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3年に1度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- ①書面掲示規制の見直し
- ②管理者の兼務範囲の緩和
- ③身体的拘束等の適正化の推進（一部のサービスのみ）
- ④介護現場の生産性の向上のための委員会の設置（一部のサービスのみ）
- ⑤協力医療機関との連携体制の構築（一部のサービスのみ）

【施行日】

令和6年4月1日（①は令和7年4月1日）

※ 一部の規定は令和9年3月31日までの経過措置あり

7 志木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3年に1度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- ①書面掲示規制の見直し
- ②管理者の兼務範囲の緩和
- ③身体的拘束等の適正化の推進（一部のサービスのみ）
- ④介護現場の生産性の向上のための委員会の設置（一部のサービスのみ）
- ⑤協力医療機関との連携体制の構築（一部のサービスのみ）

【施行日】

令和6年4月1日（①は令和7年4月1日）

※ 一部の規定は令和9年3月31日までの経過措置あり

8 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3年に1度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- ①モニタリングの見直し（3月に1回義務付けられている利用者居宅の訪問による面談について、所定の要件を満たせば訪問による面談の頻度を6月に1回に緩和）
- ②指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける場合の人員基準の整備※法改正により地域包括支援センター以外も指定が可能となる。
- ③書面掲示規制の見直し
- ④管理者の兼務範囲の明確化
- ⑤身体的拘束等の適正化の推進

【施行日】

令和6年4月1日（ただし③は令和7年4月1日）

9 志木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

3年に1度行われる介護報酬改定に伴い、人員及び運営に関する基準省令の改正が行われたこと等による所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- ①公正中立性の確保のための取組の見直し（利用者へ説明が義務付けられている事項の一部を努力義務化）
- ②モニタリングの見直し（1月に1回義務付けられている利用者居宅の訪問による面談について、所定の要件を満たせば訪問による面談の頻度を2月に1回に緩和）
- ③介護支援専門員1人当たりの取扱件数の緩和（上限件数を35件→44件（所定の条件を満たせば49件まで可能））
- ④書面掲示規制の見直し
- ⑤管理者の兼務範囲の緩和
- ⑥身体的拘束等の適正化の推進

【施行日】

令和6年4月1日（ただし④は令和7年4月1日）

10 第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期志木市特定健康診査等実施計画の策定について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

国民健康保険法第82条及び高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期志木市特定健康診査等実施計画を策定するもの。

【計画の概要】

健康・医療情報を分析し健康課題を明確にするとともに、課題に応じた保健事業及び保険者共通の評価指標を展開し、志木市国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸及び医療費適正化を目的に、第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画を策定する。

また、保健事業を総合的に企画し、効果的・効率的に実施するため、保健事

業の中核を成す特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法を定めた第4期志木市特定健康診査等実施計画と一体的に策定する。

※本計画は、志木市国民健康保険運営協議会での意見を反映しています。

11 いろは健康21プラン（第5期）/志木市食育推進計画（第3期）/志木市歯と口腔の健康プラン（第3期）の策定について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

健康増進法（第8条第2項）に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法（第18条第1項）に基づく市町村食育推進計画、そして、志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例（第7条）に基づく歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画として、いろは健康21プラン（第5期）/志木市食育推進計画（第3期）/志木市歯と口腔の健康プラン（第3期）を策定する。

【計画期間】

令和6（2024）年度から令和17（2035）年度

12 市民のこころと命を守るほっとプラン（第2期）～志木市自殺対策計画～の策定について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

自殺対策基本法第13条第2項に基づく計画として「市民のこころと命を守るほっとプラン（第1期）～志木市自殺対策計画～」が令和5年度末に終了することから、令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とする第2期を策定する。『市民が互いにこころのサインに気づくまち～誰もがこころのほっとラインを持って～』を基本理念とし、行政、関連団体、市民等が一丸となって、自殺に追い込まれることがないよう生きる力を支援していくための計画とする。

【計画期間】

令和6年度から令和17年度までの12年間

13 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税率の改定、賦課限度額の引き上げ等にかかる国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

【改正内容】

①国民健康保険税率の改定

②賦課限度額の引上げ

【施行日】

令和6年4月1日

14 「志木市マンション管理適正化推進計画（素案）」に係る意見公募手続きの実施について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

令和2年6月に、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、地方公共団体においてマンションの管理の適正化の推進に関する助言、指導及び勧告や管理計画の認定制度を策定できるようになったことから、本市でも良好で良質な住環境を維持するため、「志木市マンション管理適正化推進計画」を策定するにあたり、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【案件名】

志木市マンション管理適正化推進計画（素案）について

【募集期間】

令和6年2月13日(火)から令和6年3月13日(水)まで

【閲覧場所】

市ホームページ、建築開発課、柳瀬川駅前出張所、市民サービスステーション、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

建築開発課への持参、郵送、FAX、メール、市ホームページ、市公式LINE

【報告】

1 令和6年度施政方針について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

令和6年度施政方針を作成したので報告するもの。

【構成】

- (1) 市政運営に関する基本的な考え方
- (2) 財政環境と予算編成の基本的な考え方
- (3) 主要施策（志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）に基づく）

2 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）実行計画（令和6年度～令和8年度）について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）将来構想に基づく後期実現計画に掲げた施策を実現するため、事業計画及び財政計画である実行計画について、新年度予算編成等を踏まえ調製し、策定したので報告するもの。

3 令和6年志木市議会3月定例会提出議案等について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

議案 37件

専決処分 1件

補正予算 5件

当初予算 7件

条例 23件

道路線の認定 1件

報告 1件

4 「志木市人事評価制度実施マニュアル」の改正について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

平成30年度より実施している現人事評価制度について、評価のばらつきを改善する観点から、運用の一部見直しを図り「志木市人事評価制度実施マニュアル」を改正するものである。なお、運用開始日は令和6年4月1日からとする。

5 令和5年度志木市一般会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和5年度志木市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年1月26日付けで専決処分をしたので、報告をするもの。なお、地方自治法第179条第3項の規定により、直近の令和6年3月定例会において承認を求める予定。

【補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第9号）	30,014,382	145,465	→ 30,159,847

※ 住民税均等割のみの課税がされる世帯及び低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金事業にかかる経費を補正するもの。

6 令和6年度志木市一般会計、特別会計及び企業会計当初予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和6年3月定例会に提出する当初予算については、次のとおり。

（単位：千円・％）

会計区分	令和6年度予算	令和5年度予算	増減額	増減率
一般会計	30,454,000	27,696,000	2,758,000	10.0
国民健康保険特会	6,215,945	6,505,636	△289,691	△4.5
地下駐車場特会	40,987	51,759	△10,772	△20.8
介護保険特会	5,756,208	5,421,526	334,682	6.2
後期高齢者医療特会	1,312,537	1,209,034	103,503	8.6
水道事業	2,325,295	2,345,997	△20,702	△0.9
下水道事業	3,270,144	3,048,482	221,662	7.3
合計	49,375,116	46,278,434	3,096,682	6.7

※水道・下水道事業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額。

【令和6年度末基金残高見込】

財政調整基金 833,215 千円

公共施設安心安全化基金 2,094,113 千円

7 志木市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案に対する意見公募手続きの結果について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

（1）意見募集の内容

志木市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について

（2）意見募集期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月24日（水）まで（31日間）

（3）意見の提出方法

直接持参、郵送、FAX、メール、電子申請

（4）提出された意見

意見件数7件（個人：1人、団体：1団体）

【今後の予定】

市ホームページ及び意見公募の閲覧場所に公募意見に対する市の考え方を公表。

(公表場所)

市ホームページ、長寿応援課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

8 第8回ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会開催における職員応援について (子ども・健康部)

○概要説明：子ども・健康部長

令和6年3月24日(日)に開催する第8回ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会の受付業務やコース誘導等について、職員の応援を依頼するものである。

9 志木市議会議員一般選挙における職員の応援について (選挙管理委員会事務局)

○概要説明：選挙管理委員会事務局長

令和6年4月14日執行の志木市議会議員一般選挙における選挙事務執行に係る事務従事者等について、正規職員による応援をお願いしたい。

【主要日程】

4月 7日(日) 告示(立候補届出)

8日(月) 期日前投票(市役所・つつじ・柳瀬川図書館)

～ 13日(土)

14日(日) 投票(12投票所)開票(市民体育館)

10 令和6年度志木市水道事業会計予算について (上下水道部)

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出(3条予算、税込)

収入 1,419,097千円

支出 1,487,233千円

差引 △68,136千円

(2) 資本的収入及び支出(4条予算、税込)

収入	345,943千円
支出	838,062千円
差引	△492,119千円

(3) 供給単価及び給水原価（税抜）

供給単価	141円91銭
給水原価	169円71銭
差引	△27円80銭

11 令和6年度志木市下水道事業会計予算について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出（3条予算、税込）

収入	1,917,835千円
支出	1,963,984千円
差引	△46,149千円

(2) 資本的収入及び支出（4条予算、税込）

収入	910,755千円
支出	1,306,160千円
差引	△395,405千円

(3) 使用料単価及び汚水処理原価（税抜）

使用料単価	113円00銭
汚水処理原価	119円87銭
差引	△6円87銭

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。